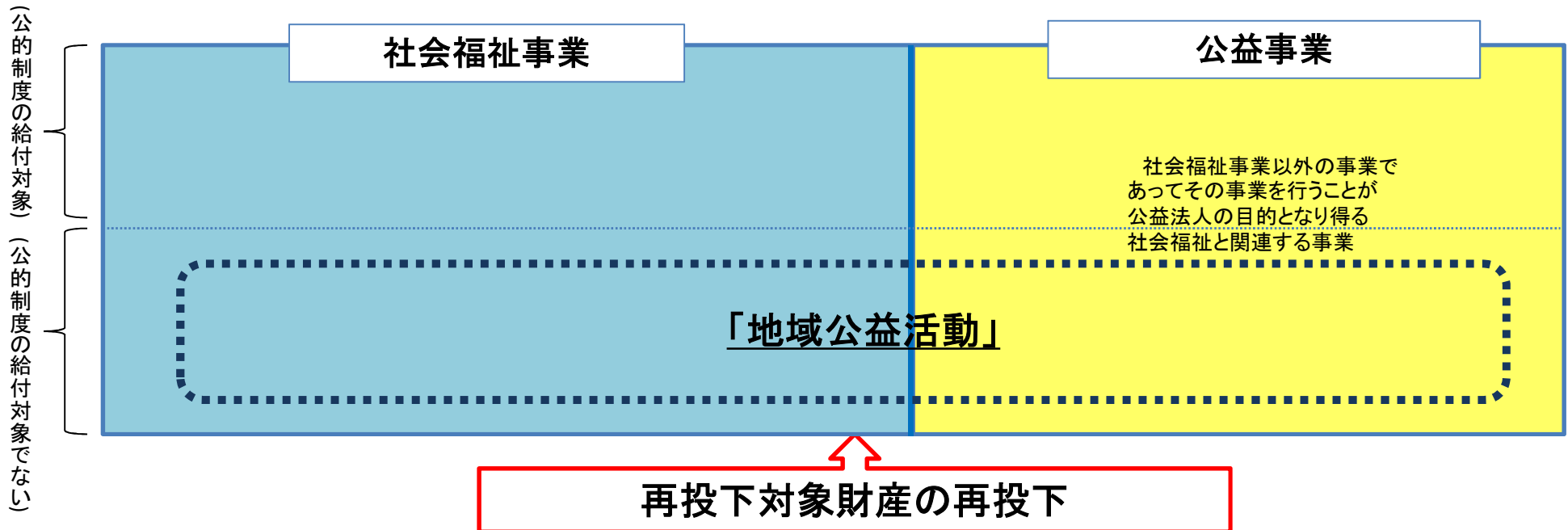


業務運営・財務運営の在り方について

地域公益活動の位置づけ

- 「地域公益活動」は以下の要件を充たす事業又は活動
 - ・ 社会福祉を目的とするものであること
 - ・ 地域におけるニーズがあること
 - ・ 公的制度による給付の対象となっていないこと
- 社会福祉法人は、社会福祉事業又は公益事業を行うこととされている。
公益事業は、社会福祉事業以外の事業であってその事業を行うことが公益法人の目的となり得る社会福祉と関連する事業である。(限定列举等の形で事業が限定されるものではない。)
したがって、社会福祉法人が行う社会福祉を目的とする事業は、すべて社会福祉事業又は公益事業に該当する。
- 再投下の対象は以下のとおりである。
 - ・ 「地域公益活動」
 - ・ 「地域公益活動」以外の社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスの充実



地域公益活動に係る責務等の内容

再投下投資対象 財産の有無	無		有	
地域公益活動 に係る責務 の範囲	直接費用の支出を伴わない ものに係る「地域公益活動」 の実施		左記の責務に加え、計画的再投下財産を 投下して行う「地域公益活動」の実施	
行政の関与	事前	事後	事前	事後
	/	現況報告書 に基づく 指導監督	再投下計画の承認	届出(更新)された 再投下計画に 基づく指導監督
地域ニーズ 反映の枠組	法人の事業計画に位置付け		「地域協議会」、地域福祉計画において把握 されたニーズを基に再投下計画を策定	

地域公益活動に関する枠組み

地域における福祉ニーズの把握

【地域における福祉ニーズ(例)】

- 生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供
- 高齢者の生活支援
- 生活保護世帯の子供への教育支援
- 人材育成事業
- など

- 地域における協議会(*1)
- 地域福祉計画

(*1) 福祉に関する既存の枠組みの活用を想定
<機能>
◎福祉ニーズの把握
◎法人間の連携・協働の調整

把握された地域における福祉ニーズを踏まえて地域公益活動を展開

x活動
※直接費用の支出を伴わないもの

A 社会福祉法人
(再投下対象財産なし)

y活動
※直接費用の支出を伴わないもの

B 社会福祉法人
(再投下対象財産あり)

再投下計画

行政による再投下計画の承認

再投下計画

α活動*

α活動*

β活動

C 社会福祉法人
(再投下対象財産あり)

* 同種の活動については、実施する上で必要に応じて連携

- 行政(*2)

(*2) 計画の承認は所轄庁が行うが、必要に応じて他の地方公共団体と調整

再投下計画の承認について

- 所轄庁による再投下計画の承認において、確認の対象として考えられる事項は次のとおり。
 - 再投下の対象となる「地域公益活動」が要件に適合しているか。
 - 〔要件〕
 - ・ 社会福祉を目的とするものであること
 - ・ 地域におけるニーズがあること
 - ・ 公的制度による給付の対象となっていないこと
 - 再投下対象財産の額が適正に算出されているか。
 - 事業等の実施期間、支出額等に妥当性・実効性があるか。

地域公益活動についての考え方（まとめ）

社会福祉法人の本旨と地域公益活動の位置づけ

- 社会福祉法人は、民間の事業主体として、自主性・自律性に基づく事業運営の下、
 - ・ 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的な役割を果たすとともに、
 - ・ 地域における多様で複雑な福祉ニーズにきめ細かく対応し、又は既存の制度では対応できない人々への支援を行うことにより、地域の福祉を担うことを本旨とする。
- 社会福祉法人が責務として担う「地域公益活動」は、その本旨に照らし、社会福祉を目的とし、地域におけるニーズがあり、公的制度による給付の対象となっていない事業又は活動である。
これらの事業又は活動は、社会福祉法に規定する社会福祉事業又は公益事業に包摂される。



〔規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）〕

- すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子供への教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務づける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。

地域公益活動に係る責務

- ① 「地域公益活動」（直接費用の支出を伴わないものを含む。）を実施することをすべての社会福祉法人の責務として法律上位置付ける。
- ② 「地域公益活動」の実施状況を公表することを法律上明記する。
- ③ 再投下対象財産を保有する法人は、必ず、当該財産を活用して地域の福祉ニーズを踏まえた「地域公益活動」を計画的に実施することとし、その上でさらに再投下可能な財産がある場合には、これを「地域公益活動」以外の社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスの充実に計画的に投下することとする。
その際、公益的な見地から地域の福祉ニーズを把握する枠組みを整備する。

公益性を担保する財務規律

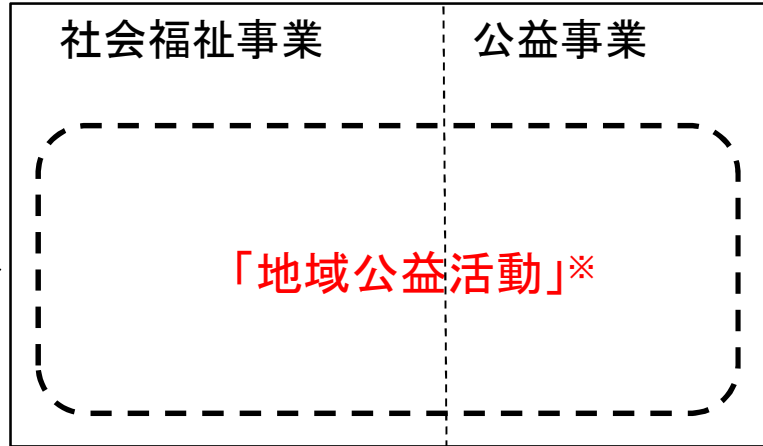
- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下

①適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

②余裕財産の明確化

いわゆる内部留保

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づく支出は積立金として区分経理

△ 計画的再投下対象財産が生じた場合 ↓

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施

※「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業との関係については更に検討。

◎規制改革に関する第2次答申(平成26年6月13日規制改革会議)(抄)

社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。

しかしながら、これらのサービスを提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態が見られる。介護保険事業などにおいて株式会社等と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同じ競争条件のもとで、利用者のサービス提供がなされるよう、条件整備を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの生活支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。

◎規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)(抄)

厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務づける。(略)

◎社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日)(抄)

社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組(以下「地域における公益的な活動」という。)が求められている。